

2 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成7年9月27日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間の使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(廃棄物処理対策審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項その他市の清掃事業に係る重要な事項について調査審議するため、三島市廃棄物処理対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市内の各種団体等を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する基本計画に限る。)を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第8条 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき、資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動等の普及に努めるものとする。

- 2 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「市民等」という。)に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う一般廃棄物の減量及び処理)

第9条 市民等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その排出した一般廃棄物のうち再生利用が可能なものについては、なるべく再生利用を図り、その減量に努めなければならない。

- 2 市民等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。
- 3 市民等は、一時に規則で定める多量の一般廃棄物(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥及び粗大ごみ(市長が別に定めるものをいう。以下同じ。))を除く。)及び粗大ごみ(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物であって、市長が別に定めるものを除く。)を排出しようとするときは、自ら市の一般廃棄物処理施設に運搬しなければならない。
- 4 市民等は、犬、猫等の死体があるときは、他の一般廃棄物と区分し、速やかに市長に届け出てその指示を受けるものとする。
- 5 市民等は、その排出した一般廃棄物(一般廃棄物処理計画において市(市による委託を含む。))以外の者が収集し、運搬し、及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。)を自ら適正に処理しなければならない。この場合において、その処理を他に委託するときは、法第7条第1項又は第6項の許可を受けた者(法第7条第1項ただし書又は第6項ただし書の規定により当該許可を要しない者を含む。以下この条において「許可業者」という。)に委託しなければならない。
- 6 市長は、一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の適正な処理を行っていない者及び許可業者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物の届出等)

第10条 事業活動に伴い規則で定める多量の一般廃棄物を排出する事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、事業者が自ら処理する場合は、この限りでない。

- 2 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者は、自ら処理する場合を除き、一般廃棄物処理計画に従い、自らその一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理しなければならない。この場合において、当該一般廃棄物の排出量が規則で定める排出量以下であるときは、市長に届け出ることにより、指定収集袋(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を市が収集するための袋として市長が指定するものをいう。以下同じ。)を使用して、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分により処理することができる。
- 3 前2項に規定する場合において、事業者が自らその一般廃棄物を処理しようとするときは、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

(一般廃棄物等の収集又は運搬の禁止等)

第10条の2 市(市長が特に認める者を含む。)又は市から一般廃棄物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所(一般廃棄物処理計画に定めるところにより設置された一般廃棄物を排出すべき場所をいう。以下同じ。)に排出された一般廃棄物(次項に規定する集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物を除く。第18条第1項において同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 集団回収(自治会その他の営利を目的としない団体が自主的に行う資源物(古紙その他の規則で定めるものであって、再び使用し、若しくは原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。以下同じ。))の収集又は運搬をいう。以下同じ。)を行う団体又は当該団体から資源物の収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、集団回収のためにごみ集積所に排出された資源物(以下「集団回収資源物」という。)を収集し、又は運搬してはならない。
- 3 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を、規則で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(適性処理困難物の指定等)

第11条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(法第6条の3第1項の規定により指定されたものを除く。以下「適性処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定を行ったときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を行うために必要な協力を求めることができる。

(市が処理する産業廃棄物)

第12条 市は、一般廃棄物の処理又は一般廃棄物処理施設の機能に支障を生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他処理することが必要であると市長が認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 事業者は、市の一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)において産業廃棄物を処理しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(技術管理者の資格)

第12条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)を排出する者から別表に定める手数料を徴収する。

(産業廃棄物処理費用)

第14条 市は、第12条第2項の規定によりその処理を行う産業廃棄物を排出する事業者から費用を徴収する。

2 前項の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 100キログラムまでのとき。 1回につき1,200円

(2) 100キログラムを超えるとき。 1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額

(手数料等の納付等)

第15条 第13条の規定により徴収する手数料及び前条第1項の規定により徴収する費用(以下これらを「手数料等」という。)は、規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 既納の手数料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料等の減免)

第16条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料等を減免することができる。

(許可等の申請手数料等)

第17条 次の各号に掲げる者は、その申請の際、当該各号に定める額の申請手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 法第7条第6項の許可を受けようとする者 1万円
- (3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 1万円
- (4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 1万円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円
- (6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円
- (7) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を受けようとする者 5,000円
- (8) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

2 既納の申請手数料は、還付しない。

(原状回復命令等)

第18条 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反してごみ集積所に排出された一般廃棄物又は集団回収資源物(以下「収集運搬禁止廃棄物」という。)を収集し、又は運搬している者に対して、当該行為を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

2 市長は、第10条の2第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬した者に対して、当該行為に係る収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること及び同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命ずることができる。

3 第1項の規定による命令については、三島市行政手続条例(平成10年三島市条例第1号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(公表)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条及び第17条の規定 平成8年1月1日
- (2) 第6条、第10条及び第12条から第16条までの規定 平成8年4月1日
(三島市一般廃棄物処理計画等審議会条例の廃止)

2 三島市一般廃棄物処理計画等審議会条例(平成6年三島市条例第6号)は、廃止する。
(経過措置)

3 附則第1項本文の規定にかかわらず、改正前の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条、第4条、第8条、第9条及び別表第2の規定は、平成7年12月31日までの間は、なおその効力を有する。

4 附則第1項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第6条、第7条、第10条及び別表第1の規定は、平成8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

- 5 改正後の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第2項の規定は、平成8年4月1日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間において処理される一般廃棄物に係る手数料に対する改正後の条例第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「720円」とあるのは「510円」と、同項第2号中「700円」とあるのは「500円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。
- 7 改正後の条例第14条第2項の規定は、平成8年4月1日以後に処理する産業廃棄物に係る費用から適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間において処理される産業廃棄物に係る費用に対する改正後の条例第14条第2項の規定の適用については、同項第1号中「720円」とあるのは「510円」と、同項第2号中「700円」とあるのは「500円」と、「350円」とあるのは「250円」とする。

附 則(平成9年3月31日条例第3号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に処理する産業廃棄物に係る費用から適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第5項及び第17条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第34号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第40号)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理する一般廃棄物について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に定める手数料(指定収集袋を使用して排出された一般廃棄物に係るものに限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成31年条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条の2第5号の改正規定、同条第6号の改正

規定(「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「又は化学工学」に改める部分に限る。)、同条第7号の改正規定(「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「及び化学工学」に改める部分に限る。)及び同条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第13条関係)

区分	手数料の額
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,200円(100キログラムを超えると きにあつては、1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額)
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物(指定収集袋を使用してごみ集積所に排出されたものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	容量10リットルの指定収集袋にあつては1枚につき20円、容量20リットルの指定収集袋にあつては1枚につき40円、容量30リットルの指定収集袋にあつては1枚につき60円、容量45リットルの指定収集袋にあつては1枚につき90円
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,000円(100キログラムを超えると きにあつては、1回につき1,000円に10キログラムまでを増すごとに100円を加算した額)
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物である粗大ごみ(市長が別に定めるものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき2,000円

備考 市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理する粗大ごみの排出量は、1回につき100キログラムを限度とする。

3 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成7年9月27日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年三島市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多量の一般廃棄物)

第2条 条例第9条第3項の規則で定める多量の一般廃棄物は、20キログラム以上排出される一般廃棄物とする。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物等)

第3条 条例第10条第1項の規則で定める多量の一般廃棄物は、1月当たり200キログラム以上排出される一般廃棄物とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、様式第1号による多量の一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

(市が行う一般廃棄物の収集等により処理することができる事業活動に伴う一般廃棄物の排出量等)

第4条 条例第10条第2項後段の規則で定める排出量は、10キログラムとする。

2 条例第10条第2項後段の規定による届出をしようとする事業者は、様式第2号による事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

3 条例第10条第2項後段に規定する指定収集袋(以下単に「指定収集袋」という。)は、市長が指定する場所で交付するものとする。

(資源物)

第4条の2 条例第10条の2第2項の古紙その他の規則で定めるものは、古紙、缶、金属くず、瓶、ペットボトル、布及び廃食用油とする。

(ごみ集積所の位置を示す図面の設置場所)

第4条の3 条例第10条の2第3項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 三島市役所
- (2) 三島市清掃センター
- (3) その他市長が特に必要と認める場所

(市の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理の許可の申請)

第5条 条例第12条第2項の規定による市の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理の許可を受けようとする事業者は、様式第3号による産業廃棄物処理許可申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料の徴収の事務の委託)

第5条の2 条例第13条に規定する手数料(条例第10条第2項後段の規定による処理に係るものに限る。)の徴収の事務(指定収集袋の交付その他の当該事務に附帯する事務を含む。)は、小売業に属する事業を営む者その他の私人に委託することができる。

(手数料等の納付方法)

第6条 条例第15条第1項の規定による手数料等の納付は、当該廃棄物の処理の際に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第2項後段の規定による処理に係る手数料の納付は、第4条第3項の規定により指定収集袋の交付を受ける際に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、市長が指定する期限までに納付することができる。

(手数料等の還付)

第6条の2 条例第15条第2項ただし書の規定による手数料等の還付を受けようとする者は、様式第3号の2による一般廃棄物処理手数料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料等の減免)

第7条 条例第16条の規定により手数料等を減免する場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害により生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額

- (2) 火災により生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の規定による保護を受けている者が排出した廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
 - (4) 地域の美化に係る活動に伴い生じた廃棄物を処理する場合 当該手数料等の全額
 - (5) その他市長が特に必要と認める場合 市長が定める額
- 2 条例第16条の規定により手数料等の減免を受けようとする者は、様式第4号による一般廃棄物処理手数料等減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (一般廃棄物処理業の許可等の申請等)
- 第8条 法第7条第1項若しくは第6項の許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項に規定する許可の更新を受けようとする者は、様式第5号による一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、様式第6号による一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。
- (一般廃棄物処理業の許可証)
- 第9条 市長は、法第7条第1項又は第7条の2第1項の許可をしたときは様式第7号による一般廃棄物収集運搬業許可証を、法第7条第6項又は第7条の2第1項の許可をしたときは様式第8号による一般廃棄物処分業許可証を交付するものとする。
- (一般廃棄物処理業の廃止等の届出)
- 第10条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出をしようとする一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、様式第9号による一般廃棄物処理業廃止等届出書を市長に提出しなければならない。
- (一般廃棄物処理業の業務状況報告)
- 第11条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可を受けた者は、毎月の業務状況を記載した様式第10号による業務状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。
- (浄化槽清掃業の許可の申請)
- 第12条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、様式第11号による浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。
- (浄化槽清掃業の許可証)
- 第13条 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、様式第12号による浄化槽清掃業許可証を交付するものとする。
- (浄化槽清掃業の変更の届出)
- 第14条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第13号による浄化槽清掃業変更届出書を市長に提出しなければならない。
- (浄化槽清掃業の廃業等の届出)
- 第15条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、様式第14号による浄化槽清掃業廃業等届出書を市長に提出しなければならない。
- (浄化槽清掃業の業務状況報告)
- 第16条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者は、毎月の業務状況を記載した様式第10号による業務状況報告書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。
- (許可証の有効期間等)
- 第17条 第9条又は第13条の規定により交付された許可証(以下単に「許可証」という。)の有効期間は、2年とする。
- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (許可証の再交付)
- 第18条 法第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項の許可を受けた者又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)が、許可証を亡失し、又は破損したときは、その再交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による許可証の再交付の申請をしようとする一般廃棄物処理業者等は、様式第15号による許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- (許可証の返納)
- 第19条 一般廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項若しくは第7条の2第1項又は浄化槽法第35条第1項の許可を取り消されたとき。
- (2) その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部を廃止したとき、又は浄化槽法第38条各号に掲げる場合に該当することとなったとき。
- (3) その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部の停止を命ぜられたとき、又は浄化槽清掃業の全部の停止を命ぜられたとき。
- (4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(公表)

第20条 条例第19条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 違反した者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 違反した者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - (3) 違反した日時及び場所
 - (4) 命令の内容
 - (5) 違反した者が条例第19条第2項に規定する意見陳述をしたときは、その内容
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の公表は、三島市役所の掲示場に掲示することその他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、平成8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 前項本文の規定にかかわらず、改正前の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条、第3条、第11条、第12条及び第13条の規定は、平成8年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
 - 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第5条第1項の規定により交付を受けている許可証及び同条第2項の規定により再交付を受けている許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条及び第13条の規定により交付された許可証並びに第18条の規定により再交付された許可証とみなす。

附 則(平成10年規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第29号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年規則第46号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第50号)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定による指定収集袋の交付及び改正後の第6条第2項に規定する手数料の納付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成30年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の2の規定による手数料の徴収の事務の委託は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則(平成29年三島市規則第50号)の一部を次のように改正する。

4 三島市廃棄物処理対策審議会規則

平成7年9月27日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年三島市条例第31号)第6条第5項の規定に基づき、三島市廃棄物処理対策審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等の職務)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、一般廃棄物処理担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

5 三島市ごみの不法投棄等防止条例

平成9年12月17日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 みだりに物を捨てることをいう。
- (2) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第1項に規定する容器包装をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する学校に在学する者
 - エ 市内に滞在する者
 - オ 市内を通過する者
- (4) 回収容器 容器入り飲料等の容器包装を回収するための容器で、規則で定めるものをいう。
- (5) 事業者 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた商品を販売する者をいう。
- (6) 容器入り飲料等 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた飲料又は食料をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、ごみを散乱させないため、自ら生じさせたごみを家庭に持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、快適な生活環境の確保に努めるとともに、第5条に規定する市の施策に協力しなければならない。

2 市民等は、公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物(以下「公共の場所等」という。)において、その飼い犬が排せつしたふんを回収しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって生じるごみの散乱を防止するため、回収容器等の設置等必要な措置を講ずるとともに、消費者に対する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、次条に規定する市の施策に協力しなければならない。

3 自動販売機により容器入り飲料等を販売する事業者は、その回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置の防止に関する施策を定め、これを実施するものとする。

(自動販売機の届出)

第6条 事業者は、容器入り飲料等を販売するため、自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 自動販売機の設置の場所
- (4) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした事業者(以下「届出者」という。)は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は届出をした自動販売機の設置を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(承継)

第7条 届出者から前条第1項の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者

は、当該自動販売機に係る届出者の地位を承継する。

- 2 届出者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する届出、同条第2項に規定する変更に係る届出又は前条第3項に規定する届出があったときは、届出に係る自動販売機ごとに、その届出をした者に対し、規則で定めるところにより届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の規定による届出済証の交付を受けた者は、届出に係る自動販売機の見やすい箇所に当該届出済証を張り付けておかななければならない。
- 3 第1項の規定による届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を紛失し、又は損傷したときは、その事実を知った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出済証を再交付するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「届出済証の交付を受けた者」とあるのは「届出済証の再交付を受けた者」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

第9条 何人も、公共の場所等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ごみの不法投棄をすること。
- (2) 飼い犬が排せつしたふんを放置すること。

(指導及び助言)

第10条 市長は、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するため必要があると認めるときは、市民等及び事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第11条 市長は、第9条各号に掲げる行為をした者があるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(立入調査等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該土地又は建物に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に自動販売機を設置して容器入り飲料等を販売している事業者は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して60日以内に、当該自動販売機ごとに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

6 三島市ごみの不法投棄等防止条例施行規則

平成10年3月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市ごみの不法投棄等防止条例(平成9年三島市条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 形状は、安定性があり、かつ、投入が容易なものであること。
- (3) 容積は、当該自動販売機で販売する容器入り飲料等の容器包装を収納するための十分な大きさが確保されていること。

(回収容器の設置場所)

第3条 条例第4条第3項の規定による回収容器の設置の場所は、当該自動販売機の設置の場所から5メートル以内の場所で、かつ、利用しやすい位置とする。

(届出を要しない自動販売機)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの(市長が特に必要と認めるものを除く。)

(自動販売機の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、様式第1号による自動販売機設置届出書を2部提出して行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による届出は、様式第2号による自動販売機変更(廃止)届出書を2部提出して行うものとする。

3 市長は、前2項の届出書を受け付けたときは、届出済印を押し、その1部を当該届出者に返付するものとする。

第6条 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 自動販売機で販売する飲料等の種類及びその容器の種類
- (4) 回収容器の管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (5) 回収容器の材質、容積及び数
- (6) 自動販売機及び回収容器の設置の場所の見取図

(軽微な変更)

第7条 条例第6条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内において当該届出に係る場所から5メートル以内のもの
- (2) 回収容器の設置の場所の変更
- (3) 自動販売機で販売する飲料等の種類の変更及びその容器の種類の変更
- (4) 回収容器の材質、容積及び数の変更

(承継の届出)

第8条 条例第7条第3項の規定による届出は、様式第3号による自動販売機承継届出書を2部提出して行うものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(届出済証の交付)

第9条 市長は、条例第8条第1項の規定により届出済証を交付しようとするときは、様式第4号に

よる自動販売機設置届出済証により行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による届出は、様式第5号による自動販売機設置届出済証紛失(損傷)届出書を2部提出して行うものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(勧告の手続)

第10条 条例第11条第1項に規定する勧告は、様式第6号による勧告書により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第12条第2項の証明書は、様式第7号による身分証明書とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

7 三島市生ごみ処理容器無償貸与要領

(目的)

第1条 この要領は、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自己利用、リサイクルの自己完結により、ごみの減量化を図ることを目的とする。

(生ごみ処理容器)

第2条 生ごみ処理容器とは、コンポスト容器及びぼかし専用容器等、家庭内にて生ごみを堆肥化する簡易容器をいう。

(貸与の対象)

第3条 無償貸与を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 生ごみを堆肥化できる者
- (3) 容器の設置ができる土地を有する者、もしくは堆肥化された生ごみを自己利用できる土地の権利等を有する者

(申請)

第4条 生ごみ処理容器の貸与を希望する者は、別添「三島市生ごみ処理容器無償貸与申請書」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により申請書の提出があったときは、第3条各号の調査を行い、該当者に対し、別添「三島市生ごみ処理容器無償貸与決定通知書」により通知するものとする。

(貸与期間及び個数)

第5条 生ごみ処理容器の貸与期間は、貸与決定を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の一週間前までに返却の申し出がない場合は、更に一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 生ごみ処理容器の貸与は、一家族一個を限度とする。

(遵守事項)

第6条 生ごみ処理容器を貸与された者は、当該容器を転貸してはならない。

- 2 貸与された生ごみ処理容器が不要になった者は、速やかに市長へ返却するものとする。
- 3 貸与された生ごみ処理容器が破損した場合は、速やかに市長へ報告するものとする。
- 4 生ごみ処理容器を貸与された者は、市長が抽出で行うアンケートに協力するものとする。

8 三島市ふれあいさわやか回収事業実施要領

平成15年9月26日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、一般家庭から排出されたごみを、ごみ集積所へ出すことが身体的に困難で、身近な人等の協力を得られない介護サービス利用者、障がい者等の負担を軽減するため、玄関先等まで出向いてごみの収集を行うとともに、声を掛けて安否の確認をすることにより介護サービス利用者、障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする事業（以下「ふれあいさわやか回収事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 ふれあいさわやか回収事業の対象者は、市内に居住し、世帯員の全てが次のいずれかに該当する者で、かつ、自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、身近な人等の協力も得られない者とする。

(1) 介護サービス利用者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

イ 法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

ウ 介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業対象者

(2) 障がい者

ア 身体障害者手帳を所持している者

イ 療育手帳を所持している者

ウ 精神障害者保険福祉手帳を所持している者

エ 障害年金を受給している者

(利用の申し込みの手続き等)

第3条 ふれあいさわやか回収事業を希望する者は、様式第1号による三島市ふれあいさわやか回収申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、申請内容等を確認及び調査の上、様式第2号による三島市ふれあいさわやか回収決定通知書により通知するものとする。

(収集の対象物)

第4条 収集の対象物は、市がごみ集積所から収集しているごみとし、市の定める収集種別及び分別方法により分別して排出するものとする。

(収集場所等)

第5条 収集場所は、原則として玄関先とする。ただし、これにより難しいときは、協議して収集場所を決定するものとする。

2 収集日は、週1回、地区により曜日を定めて行い、収集日が祝日の場合は、協議して決定するものとする。ただし、年末年始、長期の連休等の場合は、別に定めるものとする。

3 収集作業中の事故等については、原則として賠償の責任を負わないものとする。

(申し込みの内容変更取消等)

第6条 ふれあいさわやか回収事業に係るサービスを受けている者は、申請内容に変更があったときは、速やかに様式第3号による三島市ふれあいさわやか回収変更申請書を市長に提出しな

ればならない。

2 ふれあいさわやか回収を受けている者は、第2条に規定する対象者に該当しなくなったときは、速やかに様式第4号による三島市ふれあいさわやか回収取消届出書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

9 三島市資源ごみ回収報奨金交付要綱 【環境政策課へ事務移管】

昭和59年12月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、資源ごみ回収運動に協力した団体(以下「団体」という。)に対し、報奨金を交付することにより、廃棄物の再生利用を促進し、ごみの減量を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「資源ごみ」とは、新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、ミックス古紙(新聞、雑誌、段ボール及び紙製パック以外の紙類をいう。以下同じ。)、びん、布及び廃食用油のうち、資源として利用できるものをいう。

(報奨金)

第3条 報奨金は、資源ごみを回収し、回収事業者(資源ごみのうち廃食用油にあつては、回収事業者又は市)に引き渡した団体に交付するものとし、その金額は、次の各号に掲げる資源ごみの区分に応じ、当該各号に定める単価に当該資源ごみの区分ごとの量をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、びん及び布 重量1キログラム当たり2円50銭
 - (2) ミックス古紙 重量1キログラム当たり10円
 - (3) 廃食用油 容量1リットル当たり40円
- 2 前項に規定する合計額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。
- 3 報奨金は、毎年3月と9月の2回交付する。

(団体の届出)

第4条 報奨金の交付を受けようとする団体は、資源ごみ回収団体届出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付申請)

第5条 前条の団体が報奨金の交付を受けようとする場合には、報奨金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 回収事業者の領収書又は仕切書
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により報奨金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、報奨金を交付する。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けた団体に対し、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

10 三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例

昭和47年12月15日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の投棄又は埋立処分(以下「廃棄物の処理」という。)が無秩序に行われることを規制することにより、市民の健康保護と環境の保全を図るとともに、事故を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物をいう。

(同意)

第3条 本市内において多量の廃棄物の処理を行おうとするものは、あらかじめ市長に申請してその同意を得なければならない。

2 次の各号の一に該当する場合は、前項の同意は与えないものとする。

- (1) 市民生活上危害が予測される場合
- (2) 生活環境を著しく汚染するおそれがある場合
- (3) その他特に市長が適切でないとした場合

(同意の表示)

第4条 廃棄物の処理を行う者は、前条第1項の規定により市長の同意を得たときは、規則で定めるところにより、その同意を得た旨の表示をしなければならない。

(事故防止)

第5条 第3条により同意を得た者は、廃棄物の処理を行う地域内に十分な事故防止の措置をしなければならない。

(中止命令)

第6条 廃棄物の処理を行う者がこの条例に違反したときは、市長は、中止命令をすることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に廃棄物の処理を行っている者については、この条例の施行の日から起算して7日を限り、第3条第1項の同意を得て廃棄物の処理を行っているものとみなす。これらの者がその期間内に同項の同意の申請をした場合において、その申請について同意又は不同意の処分があるまでの間も、また同様とする。

1 1 三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例施行規則

昭和47年12月15日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市廃棄物の投棄又は埋立処分の規制に関する条例(昭和47年三島市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第3条第1項に規定する「多量の廃棄物の処理を行おうとするもの」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 廃棄物の容量が5立方メートル以上の場合
- (2) 30平方メートル以上の土地に廃棄物を処理しようとする場合

(同意申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定による市長の同意を得ようとする者は、廃棄物処理同意申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、同意又は不同意の決定をしたときは、遅滞なく当該廃棄物の処理を行う者に対し、決定通知書(様式第2号の1又は様式第2号の2)により通知するものとする。

(表示)

第4条 条例第4条に規定する表示は、様式第3号によるものとする。

(事故防止装置)

第5条 条例第3条第1項の規定による市長の同意を得た者は、当該廃棄物の処理を行う場合は、投棄又は埋立処分を行う場所に、次の事故防止の措置を講じなければならない。

- (1) 塀、さくその他の囲障
- (2) その他市長が指示する措置

(中止命令)

第6条 条例第6条の規定により市長が当該廃棄物の処理を行う者又は土地の占有者に対し中止を命ずるときは、廃棄物処理中止命令書(様式第4号)によるものとする。

1 2 三島市レジ袋使用量削減協力店認定制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、消費者の買物袋（購入した商品を持ち帰るために買物客が自ら持参する袋等をいう。以下同じ。）の持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店を、レジ袋使用量削減協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及び市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱により協力店の認定の対象となる小売店は、市の区域内にある小売業を営む店で、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) レジ袋を辞退した買い物客に対し、特典を設けていること。
- (2) マイバッグの普及に積極的に取り組んでいること。
- (3) PRポスターの掲示、店内放送等により、マイバッグ持参の呼びかけを行っていること。
- (4) レジ袋を有料化していること。
- (5) その他店の創意工夫によるレジ袋使用量削減の取組を行っていること。

(協力店の認定)

第 3 条 協力店の認定を受けようとする小売店は、三島市レジ袋使用量削減協力店認定申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申込みを受けたときは、その内容を審査するものとし、当該申込みに係る小売店を協力店として認定した場合は、三島市レジ袋使用量削減協力店認定証（様式第 2 号）を交付するものとする。

(協力店の実施事項)

第 4 条 協力店は、交付された認定証を店の見やすい場所に掲示するとともに、申込書に記載した取組事項を実施し、レジ袋の使用量の削減を図らなければならない。

- 2 協力店は、レジ袋の使用量に関する情報を市に積極的に提供しなければならない。

(協力店の周知方法)

第 5 条 市長は、市の広報紙、ホームページ等により協力店の周知に努めるものとする。

(調査)

第 6 条 市長は、必要に応じて協力店に対して、その取組状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(認定の取消)

第 7 条 市長は、協力店が第 2 条に規定する認定要件に適合しなくなると認めるとき、又は協力店として適切でない行為があったときは、認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により協力店の認定を取り消すときは、当該小売店に対し、三島市レジ袋使用量削減協力店認定取消通知書（様式第 3 号）により通知し、交付した認定証を返還させるものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の規定は、制定の日から施行する。

1 3 三島市ごみ減量アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量やリサイクルに関する周知啓発活動を強化し、市民や事業者の積極的な取り組みを推進するため、三島市ごみ減量アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、市が実施するごみ減量アドバイザー養成講座を受講した者のうち、ごみの減量やリサイクルに関する熱意と識見を持ち、それらの活動を自ら率先して行うとともに、市民や事業者に対し自ら又は市と協働で周知啓発活動を行う者に対し市長が委嘱する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は3年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーの活動)

第4条 アドバイザーはボランティア（無報酬）で次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市やその関連団体が主催するイベント時の啓発活動に関すること。
- (2) 市内各所における啓発活動に関すること。
- (3) 老人会、婦人会、子ども会等の小会合における出前講座の講師に関すること。
- (4) 保育園、幼稚園、小学校等の教育現場における環境学習の補助に関すること。
- (5) ごみ集積所における啓発活動に関すること。
- (6) 事業者に対する啓発活動に関すること。
- (7) 市等が開催する研修会への参加に関すること。
- (8) その他、ごみの減量やリサイクルの推進に関すること。

(身分証明書の発行)

第5条 市長は、アドバイザーの身分を証するものとして身分証明書（様式第1号）を発行する。
2 アドバイザーは、第4条に規定する活動を行う際は、身分証明書を携帯するものとし、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動報告)

第6条 アドバイザーは、年度末に当該年度の活動内容を記載した報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(アドバイザーに対する支援)

第7条 市長は、アドバイザーの活動を支援するため、予算の範囲内において活動に必要な消耗品等の配布、その他必要な措置を講じるものとする。

(解嘱)

第8条 市長は、アドバイザーが次に掲げる事項に該当するときは、解嘱することができる。

- (1) アドバイザーが辞退を申し出たとき。
- (2) 第4条に掲げる職務を遂行できなくなったと認めるとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めるとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月19日から施行する。

1 4 三島市不法投棄監視員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三島市内における廃棄物の不法投棄等の現状を的確に把握し廃棄物の適正な処理を推進するため、三島市不法投棄監視員（以下「監視員」という。）を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）以下「法」という。）第2条第1項、第2項及び第3項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 不法投棄 法に違反してみだりに廃棄物を投棄することをいう。

(任期及び定数)

第3条 監視員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし監視員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監視員の定数は9人以内とする。

(委嘱)

第4条 監視員は、市内の地区から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

(職務)

第5条 監視員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域内をパトロール巡視し、廃棄物の不法投棄等に関する情報を市に通報すること。
- (2) 不法投棄防止策等に関する意見を提供し、また防止するための啓発を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が実施する不法投棄関係行事等に積極的に出席し、協力すること。

(身分証明書の発行)

第6条 市長は、監視員の身分を証明する三島市不法投棄監視員証（様式第1号）を交付する。

(解任)

第7条 市長は、監視員が次の各号の一に該当するときは、解任することができる。

- (1) 監視員が辞退を申し出たとき。
- (2) 第5条に掲げる職務の遂行ができなくなったとき。
- (3) 監視員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(謝礼金)

第8条 市長は、監視員に対して謝礼を支払うものとする。

謝礼金の額は、予算の範囲内で別に定める額とし、年2回に分けて支給する。

(庶務)

第9条 この業務における庶務は、廃棄物処理担当課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

1 5 三島市環境美化推進員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、地域における一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の減量及び資源化や適正処理、また、環境衛生の保全を図るため、地域ボランティアとしての三島市環境美化推進員（以下「推進員」という。）に関して、必要な事項を定める。

(委 嘱)

第2条 推進員は、ごみの減量及び資源化や適正処理、環境衛生の保全に対する理解と熱意を有する者で、自治会長等から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

2 三島市自治会連合会の会長及び副会長は、推進員として市長が委嘱する。

(配 置)

第3条 推進員は各自治会等を単位として、概ね150世帯に1人配置する。ただし、自治会等の区域や規模、実情等を考慮して、これを増減することができる。

(任 期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任することができる。

(職 務)

第5条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積所の管理に関すること。
- (2) ごみの分別及び排出の指導に関すること。
- (3) ごみの減量及び資源化に関すること。
- (4) 環境衛生の保全に関すること。
- (5) 不法投棄の防止及び通報に関すること。
- (6) ごみに係る啓発活動に関すること。
- (7) その他環境美化活動の目的達成に必要な活動に関すること。

(補 足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。